

議案第 8 号

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 7 日

提出者 瑞穂町長 山 崎 栄

(提案理由)

地域手当を改定するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 4」を「1 0 0 分の 1 6」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第8条 略 (地域手当) 第8条の2 略 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の16</u>を乗じて得た額とする。 第8条の3から第23条 略 別表第1から別表第4 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第8条 略 (地域手当) 第8条の2 略 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の14</u>を乗じて得た額とする。 第8条の3から第23条 略 別表第1から別表第4 略</p>